

第 50 回 北区区政会議
事前質問に対する回答

北区役所

事前質問票

(北区区政会議委員：島村 恭平)

質問項目

北区における水と緑を活用したまちづくり検討事業について

関連資料

資料 2

質問内容

本事業は、「北区将来ビジョン（2025～2034）」に基づき、水辺や公園等の地域資源を活かした中長期的なまちづくりの方向性を整理するものと理解しています。一方で、資料には「将来ビジョンの期間（10年）では描ききれない公園・土地利用など、主にハード面の方向性を中長期の視点で示す」とあり、今後の具体的なまちづくりや空間整備にも関わる内容であるように見受けられます。

そこで、本指針について、現時点での考え方として以下の点についてご教示いただければ幸いです。

- ①大阪市都市計画区域マスタープラン、大阪市緑の基本計画 2026 等との関係
- ②今後の公園整備や河川空間活用などの検討において、本指針がどのような役割（方向性の整理、検討の前提条件、事業化検討の基礎等）を担うことを想定しているのか
- ③本指針で整理する内容の範囲（検討対象となる事項と、現時点では対象としない事項）
- ④本事業の検討にあたり参考としている他都市の取組事例

【回答欄】

(北区役所担当課：政策推進課)

本事業は、「北区将来ビジョン（2025～2034）」を踏まえつつ、北区における水辺・公園・緑地等の地域資源を都市基盤として捉え直し、将来ビジョン設定期間である 10 年では示しきれない空間の骨格（ネットワーク、重点エリア、整備・利活用の考え方）を中長期の視点で整理するものです。個別事業の実施可否や事業費等を直ちに決定するものではなく、今後の具体的な検討における区民共通の前提を提供することを主眼にしています。

特に、淀川に関する「整備イメージ（素案）」については、ネットワーク上の位置づけや利活用の方向性を共有するため、本指針で整理する水と緑の空間構成（北区における検討内容）との関係性を踏まえた一定の空間イメージ（ゾーニング、動線等）までを“たたき台”として示す想定です。

① 大阪市都市計画区域マスタープラン／大阪市緑の基本計画〈2026〉等との関係

本指針は、都市計画区域マスタープラン（都市計画法に基づく広域的な都市づくりの方針）における、みどりのネットワークの形成や、大阪市緑の基本計画〈2026〉（都市緑地法に基づく緑の保全・創出・管理の基本方針）等の上位・関連計画と整合を図りながら、北区固有の条件（河川沿いの立地、都心機能集積等）を踏まえて、「水と緑」の空間戦略を補完する位置づけです。

また、Beyond EXPO 2025（万博後の持続的な成長・発展と、府民・市民の暮らしの向上に向け、大阪が進むべき道を示す指針）においても、「居心地の良いみどりのまちづくり」が位置付けられており、グリーンインフラを活用したみどりのネットワークの形成にも資するようとりまとめていきたいと考えております。

具体的には、上位計画が示す方向性（緑のネットワーク等）を北区に落とし込み、重点的に検討すべきエリア・区間やネットワーク成立条件を整理します。

② 今後の公園整備／河川空間活用等における本指針の想定役割

本指針は、個別の整備内容や事業実施を直ちに決定するものではなく、北区の水辺・公園・緑地等を「都市の基盤」として捉えたうえで、将来像や優先すべき課題などを整理し、地元・関係者で共有するための“共通の土台（方向性）”として位置づけるとともに、関係部局の具体的な検討や施策展開につなげることを想定しています。

③ 本指針で整理する内容の範囲

・現時点で整理する事項

北区における水と緑の現況（分布・特性）と、都市機能との重なり（統合的な都市構造）

水と緑の多面的機能（防災、環境、健康、にぎわい、景観等）の整理

空間構成の考え方（ネットワーク形成の条件等抽出）

今後の整備・利活用の方向性（ネットワーク型の取組の方向性）

④ 参考としている他都市の取組事例（考え方の参照例）

現時点では、特定都市の事例を本指針の根拠として固定的に位置づけるのではなく、国内外の先行事例を参照し、北区の条件に適用可能な要素を整理する想定です。